

介護保険関連条例・要綱・規約等

目 次

2.	豊橋市	1
5.	瀬戸市	34
6.	半田市	65
8.	豊川市	90
10.	碧南市	116
11.	刈谷市	134
12.	豊田市	141
14.	西尾市	166
17.	常滑市	204
18.	江南市	212
19.	小牧市	220
21.	新城市	239
26.	尾張旭市	254
27.	高浜市	267
29.	豊明市	291
30.	日進市	299
32.	愛西市	317
33.	清須市	342
36.	みよし市	357
37.	あま市	363
41.	大口町	373
42.	扶桑町	441
43.	大治町	458
44.	蟹江町	462
49.	美浜町	470
51.	豊根村	488
52.	知多北部広域連合	497

○江南市介護保険条例

平成12年3月23日
条例第1号

(趣旨)

第1条 江南市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 江南市介護認定審査会の委員の定数は、36人とする。

(保険料率)

第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者29,670円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 44,505円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,505円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,406円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,340円

(6) 次のいずれかに該当する者 71,208円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 77,142円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 89,010円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 100,878円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 106,812円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,703円とする。

3 保険料の額は、第1項及び前項に定める保険料率の100円未満の端数を切り捨てたものとする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 6月1日から同月30日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から同月25日まで
- 第8期 翌年1月1日から同月31日まで
- 第9期 翌年2月1日から同月末日まで
- 第10期 翌年3月1日から同月31日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて保険料の額を算定した後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額)

- 第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、且若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定した保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

- 第6条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税若しくは非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間ににおいて到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)に当該納期の数を乗じて得た額を保険料として普通徴収する。
- 2 前項の規定により算定した保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。この場合において、納期ごとの分割については、第4条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)

- 第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

- 第8条 市長は、保険料の額が定まったときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

- 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年

7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める者に対し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認める事情があること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(罰則)

第13条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 市長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他

その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,869円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,803円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,737円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,672円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,606円

2 平成13年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,606円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,409円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,211円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,014円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 34,817円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る納期等の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月1日から同月31日まで
- 第2期 11月1日から同月30日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年1月1日から同月31日まで
- 第5期 翌年2月1日から同月末日まで
- 第6期 翌年3月1日から同月31日まで

2 平成12年度において第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第5期から第10期の納期に納付すべき保険料の額は、第3期及び第4期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とする基本とする。

4 平成13年度の保険料の普通徴収について第6条の規定を適用する場合においては、同条中「当該年度の納期の数で除して得た額」とあるのは、「6で除して得た額」とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者の資格を有したとした場合の保険料の額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間ににおいて被保険者の資格を有する月数(当該被保険者の資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者の資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者の資格を有したとした場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険

料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び①に係る者を除く。以下この条において同じ)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(江南市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第7条 江南市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第23号)は、廃止する。

(保険料の減免申請期限の特例)

第8条 平成12年10月から同年12月までの間に徴収される保険料の減免の申請期限は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成13年1月31日とする。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業について、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日

までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

- 2 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず、平成30年4月1日から行うものとする。
- 3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則(平成12年12月25日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月26日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第9号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条の規定は、平成15年度分の介護保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月28日条例第19号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第3条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号及び第2号に該当するもの 29,715円
 - (2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 37,369円
 - (3) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号及び第2号に該当するもの 33,768円
 - (4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 40,971円
 - (5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当するもの 48,625円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号及び第2号に該当するもの 37,369円
 - (2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 40,971円
 - (3) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない

- ものとした場合、第3条第1項第1号及び第2号に該当するもの 45,024円
(4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 48,625円
(5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当するもの 52,227円

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号及び第2号に該当するもの 37,369円
(2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 40,971円
(3) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号及び第2号に該当するもの 45,024円
(4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 48,625円
(5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当するもの 52,227円

附 則(平成20年3月24日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の江南市介護保険条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、37,628円とする。

第3条 平成21年度における保険料率は、新条例第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1項第1号に掲げる者 22,050円
(2) 新条例第3条第1項第2号に掲げる者 22,050円
(3) 新条例第3条第1項第3号に掲げる者 33,075円
(4) 新条例第3条第1項第4号に掲げる者 44,100円
(5) 新条例第3条第1項第5号に掲げる者 51,156円
(6) 新条例第3条第1項第6号に掲げる者 55,125円
(7) 新条例第3条第1項第7号に掲げる者 66,150円
(8) 新条例第3条第1項第8号に掲げる者 77,175円
(9) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 36,603円

2 平成22年度における保険料率は、新条例第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1項第1号に掲げる者 22,362円
(2) 新条例第3条第1項第2号に掲げる者 22,362円

- (3) 新条例第3条第1項第3号に掲げる者 33,543円
(4) 新条例第3条第1項第4号に掲げる者 44,724円
(5) 新条例第3条第1項第5号に掲げる者 51,879円
(6) 新条例第3条第1項第6号に掲げる者 55,905円
(7) 新条例第3条第1項第7号に掲げる者 67,086円
(8) 新条例第3条第1項第8号に掲げる者 78,267円
(9) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する者 37,120円

附 則(平成24年3月19日条例第11号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の江南市介護保険条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、32,580円とする。

第3条 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、41,602円とする。

附 則(平成25年7月1日条例第20号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の江南市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月23日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の江南市介護保険条例第3条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○小牧市介護保険条例

平成 12 年 3 月 29 日

条例第 21 号

改正 平成 12 年 12 月 25 日 条例第 43 号

平成 13 年 3 月 28 日 条例第 13 号

平成 15 年 3 月 28 日 条例第 10 号

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 22 号

平成 20 年 3 月 27 日 条例第 11 号

平成 21 年 3 月 27 日 条例第 5 号

平成 21 年 12 月 25 日 条例第 32 号

平成 24 年 3 月 28 日 条例第 14 号

平成 25 年 6 月 25 日 条例第 24 号

平成 27 年 3 月 24 日 条例第 21 号

平成 27 年 4 月 23 日 条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小牧市が行う介護保険について法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(介護認定審査会の委員の定数)

第 2 条 小牧市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、28 人とする。

2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(保険料率)

第 3 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）

第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 24,978 円

- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 32, 471円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 37, 467円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 41, 463円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 49, 956円
- (6) 次のいずれかに該当する者 54, 952円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 64, 943円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 74, 934円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

- (9) 次のいずれかに該当する者 79, 930円
- ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 84, 925円
- ア 合計所得金額が500万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 89, 921円
- 2 前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、22, 480円とする。
- （保険料の額）
- 第4条 保険料の額は、前条に定める保険料率により算定する。この場合において、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- （普通徴収に係る納期等）
- 第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。
- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで
第7期 翌年1月1日から同月31日まで
第8期 翌年2月1日から同月末日まで
第9期 翌年3月1日から同月31日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者にその納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額)

- 第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
 - 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第1号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
 - 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第7条及び第8条 削除

(保険料の額の通知)

第9条 市長は、保険料の額が定まったときは、速やかにこれを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(保険料の徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく

減少したこと。

- (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号のほか、市長が特に必要があると認める事由
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
 - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 徴収猶予を必要とする事由
(保険料の減免)

第12条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、保険料を減免することができる。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(罰則)

第14条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第15条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対しては、10万円以下の過料を科する。

第16条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が

正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第17条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条 第14条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第14条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（規則への委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（保険料率の特例）

第2条 平成12年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,774円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,661円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,548円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,435円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,322円

2 平成13年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の

各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 11,322円 |
| (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 16,983円 |
| (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 22,644円 |
| (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 28,305円 |
| (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 33,966円 |

(普通徴収に係る納期等の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月28日まで

2 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

3 平成13年度においては、第6期から第10期までの納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第5期までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の特例)

第4条 平成12年度及び平成13年度において、保険料の賦課期日後第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項又は第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、同年度を通じて第1号被保険者の資格を有したとした場合の保険料の額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3

月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数（当該第1号被保険者の資格を取得した日が属する月を含み、当該第1号被保険者の資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて第1号被保険者の資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 平成12年度及び平成13年度においては、保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、口若しくはハ、第2号口、第3号口又は第4号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号口、第3号口又は第4号口に該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成

13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から同年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金割合の特例)

第6条 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(保険料の減免の申請期限の特例)

第7条 平成12年10月から同年12月までの間に徴収される保険料の減免の申請期限は、第12条第2項の規定にかかわらず、平成13年1月24日までとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成29年3月31日までの間は行わない。

附 則（平成12年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第13号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第10号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市介護保険条例の規定は、平成15年度分の介護保険料から適用し、平成14年度分までの介護保険料については、なお従前の

例による。

附 則（平成18年条例第22号）

改正 平成20年3月27日条例第11号

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後的小牧市介護保険条例第3条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この項及び次項において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 28, 409円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 28, 409円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの

35, 727円

- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 32, 283円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 32, 283円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 39, 170円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 46, 488円

（平成19年度における保険料率の特例）

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 35, 727円
- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主

及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの
35,727円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの
39,170円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの
43,044円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの
43,044円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの
46,488円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの
49,931円

（平成20年度における保険料率の特例）

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に

関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの
35,727円
- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの
35,727円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの
39,170円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの
43,044円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの
43,044円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地

方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 46, 488円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 49, 931円

附 則（平成20年条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後的小牧市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、35, 727円とする。

4 新条例第4条の規定は、前項の保険料率により算定する平成21年度から平成23年度までの保険料の額について準用する。

附 則（平成21年条例第32号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市介護保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後的小牧市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。
(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、28,447円とする。
- 4 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、36,324円とする。
- 5 新条例第4条の規定は、前2項の保険料率により算定する平成24年度から平成26年度までの保険料の額について準用する。

附 則（平成25年条例第24号）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後的小牧市介護保険条例の規定及び第2条の規定による改正後的小牧市後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第21号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後的小牧市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

○新城市介護保険条例

平成17年10月1日

条例第144号

改正 平成18年3月27日条例第50号

平成20年3月25日条例第12号

平成21年3月25日条例第16号

平成24年3月22日条例第8号

平成25年3月28日条例第13号

平成27年3月31日条例第14号

平成27年6月30日条例第38号

(市が行う介護保険)

第1条 市が行う介護保険については、別に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により設置する新城市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、70人以内とする。

(保険料率)

第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 29,700円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 38,610円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,550円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,460円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,400円
- (6) 次のいずれかに該当する者 71,280円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（7）次のいずれかに該当する者 77, 220円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（8）次のいずれかに該当する者 89, 100円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（9）次のいずれかに該当する者 100, 980円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

（10）次のいずれかに該当する者 106, 920円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該

当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（11）前各号のいずれにも該当しない者 112,860円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,730円とする。

（普通徴収に係る納期）

第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によつて徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 6月1日から同月30日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 12月1日から同月25日まで

第6期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別な事情があるときは前項の規定にかかわらず、第1号被保険者に係る納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に對しその納期を通知しなければならない。

3 前2項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の8月1日以降の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う賦課）

第5条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

第6条 市長は、保険料の額の算定の基礎に用いる地方税法の規定による市町村民税の課税若しくは非課税の別又は合計所得金額（以下これらを「保険料額算定基礎」という。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料額算定基礎を当該年度の保険料額算定基礎とみなして算定した保険料の額を当該年度の納期で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、市長が別に定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料の額が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等）

第7条 前条第1項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険

料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第8条 市長は、保険料の額が定まったときは、これを速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の徴収猶予）

第9条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

（1） 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

（2） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（3） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（4） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする

理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第10条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収（法第135条に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）

までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(委任)

第12条 法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、10万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をせず（同条第2

項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。) 又は虚偽の届出をした者

(2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者

(3) 正当な理由なしに法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(過料)

第14条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の新城市介護保険条例（平成12年新城市条例第13号）、鳳来町介護保険条例（平成12年鳳来町条例第19号）又は作手村介護保険条例（平成12年作手村条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なお合併前の条例の例による。

4 第4条の規定にかかわらず、施行日以後に平成17年度分として課すべき保険料に係る納期及び保険料額の算定については、なお合併前の条例の例による。

5 施行日以後に本市に転入した者に対して課する保険料については、それぞれ、その

転入した合併前の新城市、鳳来町又は作手村（以下「合併前の市町村」という。）の区域に係る規定を適用する。

- 6 施行日以後に、賦課期日（賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した又は取得する者については、当該第1号被保険者の資格を取得した又は取得する日。以下同じ。）において住所を有していた合併前の市町村の区域を異にして転居をした又は転居をする者に係る保険料の額は、賦課期日において住所を有していた合併前の市町村の保険料率により、当該転居をした又は転居をする日の属する月の前月までの月割りをもって算定した額とその日以後住所を有することとなる合併前の市町村の保険料率により、その日の属する月からの月割りをもって算定した額との合算額とする。
- 7 施行日から平成18年3月31日までの間にあっては、施行日前に介護保険施設（法第7条第19項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより合併前の市町村の区域を異にして転居をした者及び施行日以後に介護保険施設に入所することにより合併前の市町村の区域を異にして転居をする者に係る保険料については、法第13条の規定による住所地特例を適用し、それぞれ、介護保険施設に入所する前において住所を有していた合併前の市町村における合併前の条例の例による。他の市町村の介護保険施設に、施行日前に入所した又は施行日以後に入所することにより、同条の規定による住所地特例の適用を受けることとなる者に係る保険料についても、同様とする。
- 8 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)
- 9 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。
- 10 改正後の法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の

実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

11 改正後の法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則（平成18年3月27日条例第50号）

改正 平成20年3月25日条例第12号

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市介護保険条例の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合に第3条第1号に該当する者 28,195円

（2） 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当する者 28,195円

（3） 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべ

ての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当する者 35,457円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第3条第1号に該当する者 32,040円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当する者 32,040円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当する者 38,875円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第4号に該当する者 46,137円

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第1号に該当する者 35,457円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当する者 35,457円

- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当する者 38,875円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第3条第1号に該当する者 42,720円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当する者 42,720円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当する者 46,137円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第4号に該当する者 49,555円

（平成20年度における保険料率の特例）

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべ

ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第1号に該当する者 35,457円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当する者 35,457円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当する者 38,875円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第3条第1号に該当する者 42,720円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当する者 42,720円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当する者 46,137円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第4号に該当する者 49,555円

附 則（平成20年3月25日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

- 3 平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3

8条第1項第1号に掲げる者 21,360円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 21,360円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 32,040円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 42,720円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 53,400円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 64,080円

附 則（平成24年3月22日条例第8号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の新城市介護保険条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第13号）抄

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第14号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 改正後の新城市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

○尾張旭市介護保険条例

平成12年3月29日

条例第2号

改正 平成15年3月28日条例第17号

平成17年12月28日条例第30号

平成18年3月31日条例第22号

平成20年3月28日条例第16号

平成21年3月30日条例第21号

平成24年3月19日条例第16号

平成25年6月28日条例第26号

平成27年3月30日条例第15号

目次

第1章 尾張旭市が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条）

第3章 介護保険運営協議会（第3条・第3条の2）

第4章 保険料（第4条—第13条）

第5章 雜則（第14条）

第6章 罰則（第15条—第19条）

附則

第1章 尾張旭市が行う介護保険

（尾張旭市が行う介護保険）

第1条 尾張旭市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 尾張旭市介護認定審査会の委員の定数は、20人以内とする。

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市が行う介護保険の円滑な運営に資するため、尾張旭市介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第3条の2 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

第4章 保険料

(保険料率)

第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 23,100円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 34,700円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 40,400円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 49,100円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 57,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 66,500円
 - ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 75,100円
 - ア 合計所得金額が190万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 86,700円
 - ア 合計所得金額が290万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 92,500円
 - ア 合計所得金額が400万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）

又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 101,200円

ア 合計所得金額が600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 107,000円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,200円とする。（普通徴収に係る納期及び納付額）

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 8月1日から8月25日まで

第2期 9月1日から9月25日まで

第3期 10月1日から10月25日まで

第4期 11月1日から11月25日まで

第5期 12月1日から12月25日まで

第6期 12月26日から翌年1月25日まで

第7期 2月1日から2月25日まで

第8期 3月1日から3月25日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、口若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第7条及び第8条 削除

(保険料の額の通知)

第9条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第10条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得了した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税（地方税法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき同法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定

する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第5章 雜則

(委任)

第14条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第15条 尾張旭市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 尾張旭市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 尾張旭市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第18条 尾張旭市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第19条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第2条 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,100円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,300円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,400円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,500円

2 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 12,500円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 18,800円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 25,100円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 31,400円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 37,700円

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月10日から11月6日まで

第2期 12月8日から翌年1月10日まで

第3期 2月9日から3月5日まで

2 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることがある。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第6期の納期に納付すべき保険料額は、第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

（平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例）

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当す

るに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基

準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（関係条例の廃止）

第7条 尾張旭市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年尾張旭市条例第12号）は、廃止する。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までは行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則（平成15年3月28日条例第17号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の尾張旭市介護保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第22号）

改正 平成20年3月28日条例第16号

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成18年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成17年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区

民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。) が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 33,100円

- (2) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 33,100円
- (3) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 41,700円
- (4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 37,700円
- (5) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 37,700円
- (6) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 45,700円
- (7) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 54,300円

(平成19年度における保険料率の特例)

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 41,700円
- (2) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 41,700円
- (3) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 45,700円

- (4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 50,200円
- (5) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 50,200円
- (6) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 54,300円
- (7) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 58,300円

（平成20年度における保険料率の特例）

5 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 41,700円
- (2) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 41,700円
- (3) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 45,700円
- (4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 50,200円
- (5) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 50,200円
- (6) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5

号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 54,300円

(7) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 58,300円

附 則(平成20年3月28日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第21号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の尾張旭市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成21年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成20年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、41,400円とする。

(介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付を受けた場合における平成21年度から平成23年度までの保険料率の特例)

第4条 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付を受けた場合における平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第4条第1号に掲げる者 24,000円
- (2) 新条例第4条第2号に掲げる者 24,000円
- (3) 新条例第4条第3号に掲げる者 36,000円
- (4) 新条例第4条第4号に掲げる者 48,000円
- (5) 新条例第4条第5号に掲げる者 52,800円
- (6) 新条例第4条第6号に掲げる者 60,000円
- (7) 新条例第4条第7号に掲げる者 72,000円

2 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付を受けた場合における令附則第11条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、前項の規定にかかわらず、40,800円とする。

附 則(平成24年3月19日条例第16号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の尾張旭市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成23年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、32,400円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、42,300円とする。

附 則（平成25年6月28日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第15号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正は、同年6月30日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第24号で平成27年4月17日から施行)

(経過措置)

第2条 改正後の第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

○高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例

平成 12 年 3 月 31 日
条例第 8 号

改正 平成 12 年 12 月 22 日条例第 40 号
平成 13 年 12 月 28 日条例第 36 号
平成 15 年 3 月 31 日条例第 7 号
平成 18 年 3 月 31 日条例第 17 号
平成 20 年 3 月 31 日条例第 13 号
平成 20 年 9 月 30 日条例第 33 号
平成 21 年 3 月 27 日条例第 17 号
平成 21 年 12 月 25 日条例第 39 号
平成 24 年 3 月 28 日条例第 9 号
平成 24 年 6 月 29 日条例第 18 号
平成 24 年 12 月 28 日条例第 32 号
平成 25 年 10 月 15 日条例第 27 号
平成 26 年 3 月 28 日条例第 11 号
平成 26 年 9 月 30 日条例第 21 号
平成 27 年 3 月 30 日条例第 11 号
平成 27 年 7 月 6 日条例第 28 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 介護保険事業等の実施

第 1 節 介護認定審査会（第 6 条・第 7 条）

第 2 節 保険給付（第 8 条・第 9 条）

第 3 節 保健福祉事業（第 10 条）

第 4 節 保険料（第 11 条—第 19 条）

第 3 章 要介護者等の権利擁護の方策（第 20 条—第 24 条）

第 4 章 介護予防の総合的な推進（第 25 条—第 27 条）

第 5 章 介護保険審議会（第 28 条—第 33 条）

第 6 章 雜則（第 34 条）

第 7 章 罰則（第 35 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則
(目的)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく高浜市の介護保険が適切かつ十分に実施されるために必要な事項とともに、市民が要介護状態等とならず、その有する能力を活用して自立した日常生活を営むための介護予防について必要な事項を総合的に定めることにより、介護保険及び介護予防を推進し、もって市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険及び介護予防）

第2条 高浜市においては、市民が加齢に伴い要介護状態等（要介護状態又は要支援状態をいう。以下同じ。）となることを予防することに重点を置き、かつ、要介護状態等となった場合においても十分な介護保険サービス（介護保険の給付並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）の対象となるサービスをいう。以下同じ。）の提供を保証することを目的として、次項及び第3項の原則に基づき、介護保険及び介護予防（自立した日常生活が送られるよう、加齢に伴い要介護状態等となることを予防することをいう。以下同じ。）を総合的かつ一体的に実施するものとする。

2 高浜市の介護保険は、次の原則によるものとする。

- (1) 要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）に対する介護保険サービスについては、十分な水準の提供量とし、市内において各種の介護保険サービスが総合的に受けられることを基本とすること。
- (2) 要介護者等については、可能な限りその居宅において介護保険サービスを受け、その有する能力及び置かれている環境に応じ自立して日常生活を営むとともに、そのために必要な環境の整備が行われることを基本とすること。

(3) 介護保険サービスについては、質の高いサービスが可能な限り多様な事業者又は施設から総合的かつ効率的に実施され、その種類及び内容は、これらのサービスを利用する者の選択に基づくことを基本とすること。

3 高浜市の介護予防は、次の原則によるものとする。

(1) 介護予防は、市民が健康を保持増進すること等により、可能な限り要介護状態等とならないよう、他の高齢者保健福祉施策等と相まって、総合的かつ効率的に実施されることを基本とすること。

(2) 介護予防は、健康を保持増進すること等による要介護状態等とならないための個人一人ひとりの自主的な取組を支援する形で実施されることを基本とすること。

(3) 介護予防は、単に市の施策のみならず、市民の自主的組織を含めた多様な主体の活動を含めて提供されることを基本とすること。

(平20条例33・平26条例21・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の原則に沿って、介護保険及び介護予防のための各般の施策を総合的に講じなければならない。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、介護サービス提供事業者（介護保険サービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）、市民の自主的組織その他の関係機関又は関係者との緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、介護保険、介護予防その他の高齢者保健福祉施策について、市民に対してこれらの普及及び啓発を行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第2条の原則を踏まえ、自ら健康を保持増進すること等により、自ら介護予防に努めるとともに、要介護状態等となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めなければならない。

2 市民は、介護保険が国民の共同連帯によるものであることを踏まえ、法、これに基づく法令その他関係法令並びにこの条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、介護保険に要する費用を公平に負担するものとする。

(事業者の責務)

第5条 市民に対してサービスを提供する介護サービス提供事業者は、第2条の原則を踏まえ、質の高い介護保険サービスを常に提供するよう努めなければならない。

2 前項の介護サービス提供事業者は、利用者に対してより質の高い総合的な介護保険サービスが提供されるよう、積極的に相互に連携するとともに、これらのために市が行う施策に対して協力しなければならない。

第2章 介護保険事業等の実施

第1節 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第6条 高浜市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、17人以内とする。

(規則への委任)

第7条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 保険給付

(居宅介護サービス費等に係る区分支給限度基準額)

第8条 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、法第43条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを利用ができる額とする。ただし、法第5条の2に規定する認知症であって規則で定める程度以上のものである居宅要介護被保険者（以下「認知症である居宅要介護被保険者」という。）にあっては、第1号に掲げる単位数に2,684単位を、第2号に掲げる単位数に2,908単位をそれぞれ加えた単位数とする。

- (1) 要介護1 1万6,692単位
- (2) 要介護2 1万9,616単位
- (3) 要介護3 3万1,844単位
- (4) 要介護4 3万8,145単位

(5) 要介護5 4万2,286単位

(平12条例40・平13条例36・平18条例17・平26条例11・平27条例11・一部改正)

第9条 削除

(平18条例17)

第3節 保健福祉事業

第10条 市は、法第115条の48に基づく保健福祉事業として、居宅介護等支援給付の一部を行う。

2 前項に定めるもののほか、居宅介護等支援給付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平18条例17・平24条例32・一部改正)

第4節 保険料

(保険料率)

第11条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万6,304円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万2,744円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万6,032円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万5,896円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万5,760円

(6) 次のいずれかに該当する者 7万5,624円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 7万8,912円

ア 合計所得金額が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（8）次のいずれかに該当する者 8万5,488円

ア 合計所得金額が190万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（9）次のいずれかに該当する者 9万2,064円

ア 合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（10）次のいずれかに該当する者 9万8,640円

ア 合計所得金額が290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（11）次のいずれかに該当する者 11万1,792円

ア 合計所得金額が350万円未満の者であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（12）次のいずれかに該当する者 11万5,080円

ア 合計所得金額が500万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（13）次のいずれかに該当する者 11万8,368円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

（14）次のいずれかに該当する者 12万1,656円

ア 合計所得金額が700万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（15）次のいずれかに該当する者 12万8,232円

ア 合計所得金額が850万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 13万1,520円
(平15条例7・平18条例17・平21条例17・平24条例9・平27条例11・平27条例28・一部改正)
(普通徴収に係る納期)

第12条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）
は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月16日から同月30日まで
- (2) 第2期 6月16日から同月30日まで
- (3) 第3期 8月16日から同月31日まで
- (4) 第4期 10月16日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月16日から同月30日まで
- (6) 第6期 12月16日から同月25日まで
- (7) 第7期 翌年1月16日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月16日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて第3期の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第13条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口に該当するに至った第

1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(平18条例17・平27条例11・一部改正)

(普通徴収の特例)

第14条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額又は所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等の収入金額（以下「市町村民税の課税非課税の別、合計所得金額又は公的年金等の収入金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該年度の保険料の賦課期日における世帯主及びすべての世帯員の前年度の市町村民税の課税非課税の別、合計所得金額又は公的年金等の収入金額を算定の基礎として第11条の規定の例により算定した額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合には、市長が別に定める額とする。）をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(平18条例17・平21条例17・一部改正)

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第15条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないと認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により

算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第16条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（延滞金）

第17条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金額を算定する場合において、その算定の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその納付金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 前3項の規定により算定した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（平15条例7・平21条例39・一部改正）

（保険料の徴収猶予）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、

その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、

失業等により著しく減少したこと。

- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

- (3) 減免を必要とする理由

- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第3章 要介護者等の権利擁護の方策

(要介護者等の権利擁護)

第20条 市は、この章に規定する要介護者等への情報提供、苦情の処理その他の権利の擁護のための施策を講ずることにより、これらの者が納得し、かつ、安心して適切な介護保険サービスが受けられる環境の整備を行うものとする。

(権利擁護憲章)

第21条 市長は、前条の環境の整備のための基本的理念(以下「高浜市権利擁護憲章」という。)を定めなければならない。

- 2 高浜市権利擁護憲章は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 要介護者等の権利擁護のための市の施策に関する事項
- (2) 要介護者等の権利擁護のために市民が実施すべき事項
- (3) 要介護者等の権利擁護のために事業者が実施すべき事項
- (4) その他要介護者等の権利擁護の推進に関する事項
- 3 高浜市権利擁護憲章は、市民が理解しやすく、かつ、簡潔明瞭に定めるものとする。
- 4 市長は、高浜市権利擁護憲章を制定し、又はこれを変更しよう

とするときは、あらかじめ、審議会（第28条の審議会をいう。以下この章において同じ。）の意見を聴かなければならない。

5 市長は、高浜市権利擁護憲章を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（要介護認定時の説明等の実施）

第22条 市長は、法に規定する要介護認定又は要支援認定に関する処分を行うに当たって求めがあったときは、あらかじめ、当該処分の対象者又はその家族等に対し、当該処分の理由等の説明を行わなければならない。

2 前項の説明は、分かりやすく、懇切丁寧に行うとともに、説明時に意見等があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

（苦情の処理）

第23条 介護保険サービスを利用した者（以下「利用者」という。）は、その受けた介護保険サービスの内容について異議等があるときは、市長に対し、苦情の申立てを行うことができる。

2 市長は、前項の苦情の申立てがあったときは、次の措置を執るものとする。

- (1) 利用者と介護サービス提供事業者間の和解の仲裁及び斡旋
- (2) 介護サービス提供事業者に対する必要な助言及び指導
- (3) その他必要と認められる措置

3 市長は、前項の措置を執るに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、同項第1号の措置及び第3号の措置のうちその必要がないと認められるものについては、当該措置を執った後の報告をもって代えることができる。

4 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くに当たっては、当事者間の意見の聴取その他必要な調査を行い、その結果を審議会に通知するものとする。

5 市長は、第2項第2号の規定により介護サービス提供事業者に対し必要な助言及び指導を行った場合において、当該介護サービス提供事業者が当該助言及び指導に従わなかつたときは、審議会の意見を聴いて、その者が当該助言及び指導に従わなかつた旨を公表することができる。

（第三者評価）

第24条 市長は、市内の介護サービス提供事業者（利用者数が少ないもの等として規則で定める基準に該当するものを除く。）に

ついて、審議会の意見を聴いた上で、当該介護サービス提供事業者に関する評価（以下「第三者評価」という。）を行うものとする。

- 2 第三者評価は、介護保険サービスの種類に応じ、そのサービスの質その他の事項であって、市長が別に定める項目について行うものとする。
- 3 市長は、第1項の基準及び前項の項目を定め、又はこれらを変更するに当たっては、審議会の意見を聽かなければならぬ。
- 4 市長は、それぞれの第三者評価に係る調査、判定等の事務の一部を、高齢者権利擁護専門員に行わせるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、高齢者権利擁護専門員に関し必要な事項は、規則で定める。
- 6 第三者評価は、市長が別に定める期間ごとにその更新を行うものとする。
- 7 市内の介護サービス提供事業者は、第三者評価に係る市の調査について協力しなければならない。
- 8 市長は、市外の介護サービス提供事業者であつて市民が利用するものに対し、第三者評価を受けるよう勧奨するものとする。
- 9 第三者評価については、その結果を公表するものとする。

第4章 介護予防の総合的な推進

（介護予防の総合的な推進）

第25条 市は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業とともに、高齢者に対する各般の日常生活の支援のための施策その他の施策を総合的に推進すること等により、市民の介護予防に資する施策を実施するものとする。

- 2 前項の健康増進事業は、生涯を通じた生活習慣病の予防その他の健康の保持増進、個々の高齢者が生きがいを持つことを支援すること等により、身体的にも社会的にも健康な高齢者を増加させることを目的とする。
- 3 第1項の高齢者に対する日常生活の支援は、高齢者の身体的な能力又は生活等に関する意欲を阻害することのないよう配慮しつつ、高齢者が自立した日常生活を安心して営むことができるよう支援することを目的とする。

（平20条例13・一部改正）

第26条 削除

(平18条例17)

(就労等の支援)

第27条 市は、就労を通じての社会参加が高齢者の介護予防に資することを踏まえ、公益社団法人高浜市シルバー人材センターその他の関係機関と連携して、就労の機会の増加等のための必要な支援を行うものとする。

(平24条例18・一部改正)

第5章 介護保険審議会

(設置)

第28条 介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の円滑かつ適切な実施に資するため、高浜市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定及び変更並びに進ちょく状況等に関する事項
- (2) 介護保険サービスにおける苦情処理に関する事項
- (3) 介護保険サービスにおける第三者評価に関する事項
- (4) その他高齢者保健福祉に関する事項

(組織)

第30条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（次号から第4号までに掲げる者を除く。）
- (2) 介護サービス提供事業者
- (3) 介護に関し学識経験を有する者
- (4) 保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、第2項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(部会)

第31条 審議会に次の部会を置き、それぞれ委員3人以内で組織する。

- (1) 苦情処理部会
- (2) 第三者評価部会

2 部会は、苦情処理及び第三者評価に関し、第21条、第23条及び第24条の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議する。

(関係者の出頭等)

第32条 審議会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、市長に対して調査を求め、又は介護サービス提供事業者その他の関係者に対して出頭を求め、その説明若しくは意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(規則への委任)

第34条 前条までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第35条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第36条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

(平18条例17・一部改正)

第37条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第38条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定によ

る徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第39条 第35条から前条までの過料の額は、情状により市長が定める。

2 第35条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（平15条例7・旧第1条・一部改正、平18条例17・
旧附則・一部改正）

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第2条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第1号に該当するもの 3万4,368円

(2) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第2号に該当するもの 3万4,368円

(3) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第3号に該当するもの 4万2,960円

(4) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する

法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第1号に該当するもの 3万8,664円

- (5) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第2号に該当するもの 3万8,664円
- (6) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第3号に該当するもの 4万7,256円
- (7) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第4号に該当するもの 5万5,848円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第1号に該当するもの 4万2,960円
- (2) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第2号に該当するもの 4万2,960円
- (3) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第3号に該当するもの 4万2,960円

1条第3号に該当するもの 4万7,256円

(4) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第1号に該当するもの 5万1,552円

(5) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第2号に該当するもの 5万1,552円

(6) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第3号に該当するもの 5万5,848円

(7) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第4号に該当するもの 6万144円

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第1号に該当するもの 4万2,960円

(2) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第2号に該当するもの 4万2,960円

- (3) 第11条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第3号に該当するもの 4万7,256円
- (4) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第1号に該当するもの 5万1,552円
- (5) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第2号に該当するもの 5万1,552円
- (6) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第3号に該当するもの 5万5,848円
- (7) 第11条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第11条第4号に該当するもの 6万144円
- (平18条例17・追加、平20条例13・一部改正)
- (延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が、年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用

年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平21条例39・追加、平25条例27・一部改正)

(平成27年度から平成29年度までにおける居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の特例)

第4条 平成27年度における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

- (1) 要介護1 2万2,128単位
- (2) 要介護2 2万4,893単位

2 平成28年度における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。ただし、認知症である居宅要介護被保険者にあっては、第1号に掲げる単位数に895単位を、第2号に掲げる単位数に970単位をそれぞれ加えた単位数とする。

- (1) 要介護1 2万316単位
- (2) 要介護2 2万3,134単位

3 平成29年度における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。ただし、認知症である居宅要介護被保険者にあっては、第1号に掲げる単位数に1,790単位を、第2号に掲げる単位数に1,940単位をそれぞれ加えた単位数とする。

- (1) 要介護1 1万8,504単位
- (2) 要介護2 2万1,375単位

(平27条例11・追加)

附 則(平成12年条例第40号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年条例第36号)

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第7号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料に係る延滞金について適用し、平成14年度分までの保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第17号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第11条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（経過的要介護被保険者に係る区分支給限度基準額の特例）

第3条 この条例の施行の際現に経過的要介護被保険者である者

（介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）による改正前の介護保険法第19条第2項の規定により要支援の認定を受けた被保険者をいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、当該認定が効力を有する期間内に限り、法第43条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、経過的要介護被保険者が受ける居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が9,750単位に至るまで経過的要介護被保険者が居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

附 則（平成20年条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第17号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第11条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第11条の規定にかかわらず、4万4,880円とする。

附 則（平成21年条例第39号）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第11条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第11条の規定にかかわらず、4万1,028円とする。

第4条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第11条の規定にかかわらず、5万3,652円とする。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の

規定及び第2条の規定による改正後の高浜市居住福祉のまちづくり条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第27号）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第11号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第21号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

○豊明市介護保険条例

平成12年3月24日
条例第3号

(豊明市が行う介護保険)

第1条 豊明市(以下「市」という。)が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 豊明市介護認定審査会の委員の定数は、20人以内とする。

(保険料率)

第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 29,500円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,700円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,900円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,100円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,700円
- (6) 次のいずれかに該当する者 78,800円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 85,400円
 - ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 91,900円
 - ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 98,500円
 - ア 合計所得金額が340万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 105,100円
 - ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 118,200円
 - ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 131,400円
 - ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当

する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 144,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,200円とする。

(普通徴収に係る納期)

第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月10日から同月31日まで

第2期 8月10日から同月31日まで

第3期 9月10日から同月30日まで

第4期 10月10日から同月31日まで

第5期 11月10日から同月30日まで

第6期 12月10日から同月25日まで

第7期 1月10日から同月31日まで

第8期 2月10日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、且若しくは三、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第6条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由

- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。
(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(規則への委任)

第11条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第13条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第14条 市は、被保険者(法第9条に規定する被保険者をいう。)、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第15条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第16条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,800円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,700円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,700円

2 平成13年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,500円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,300円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 35,100円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月10日から同月31日まで
- 第2期 12月10日から同月25日まで
- 第3期 翌年2月10日から同月28日まで

2 平成12年度において、第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第6期までの納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいづれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいづ

れかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乘じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9年30日までの間である場合 金第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乘じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乘じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 金第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 金第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、金第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乘じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(関係条例の廃止)

第7条 豊明市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年豊明市条例第15号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条に規定する経過措置として、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が規則で定める日までの間は行わず、当該市長が規則で定める日の翌日から行うものとする。

附 則(平成15年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の豊明市介護保険条例第3条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過規定)

第2条 改正後の豊明市介護保険条例(以下「条例」という。)第3条の規定は、平成18年度以降の年度分

の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、条例第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、条例第3条第1号に該当するもの 36,000円
 - (2) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第2号に該当するもの 45,300円
 - (3) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第3号に該当するもの 45,300円
 - (4) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第1号に該当するもの 40,900円
 - (5) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第2号に該当するもの 49,600円
 - (6) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第3号に該当するもの 49,600円
 - (7) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第4号に該当するもの 58,900円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、条例第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第1号に該当するもの 45,300円
 - (2) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第2号に該当するもの 49,600円
 - (3) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第3号に該当するもの 49,600円
 - (4) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第1号に該当するもの 54,600円
 - (5) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第2号に該当するもの 58,900円
 - (6) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第3号に該当するもの 58,900円
 - (7) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない

ものとした場合、条例第3条第4号に該当するもの 63,300円

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、条例第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第1号に該当するもの 45,300円
 - (2) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第2号に該当するもの 49,600円
 - (3) 条例第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第3号に該当するもの 49,600円
 - (4) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第1号に該当するもの 54,600円
 - (5) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第2号に該当するもの 58,900円
 - (6) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第3号に該当するもの 58,900円
 - (7) 条例第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、条例第3条第4号に該当するもの 63,300円

附 則(平成20年条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第38号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第2条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず42,100円とする。

第3条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる者 11,500円
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる者 20,700円
- (3) 第3条第1項第3号に掲げる者 34,600円
- (4) 第3条第1項第4号に掲げる者 46,100円
- (5) 第3条第1項第5号に掲げる者 50,700円
- (6) 第3条第1項第6号に掲げる者 57,600円
- (7) 第3条第1項第7号に掲げる者 69,200円
- (8) 第3条第1項第8号に掲げる者 80,700円
- (9) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 41,500円

附 則(平成21年条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第23号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第3条の規定にかかわらず48,900円とする。

(経過規定)

第3条 改正後の豊明市介護保険条例第3条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の豊明市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第11号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第19号で介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成27年政令第211号)が定める日〔平成27年4月10日〕から施行)

(経過規定)

第2条 改正後の豊明市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○日進市介護保険条例

平成12年3月28日

条例第6号

改正 平成15年3月28日条例第5号

平成18年3月31日条例第18号

平成19年3月23日条例第20号

平成20年3月25日条例第10号

平成21年3月26日条例第8号

平成24年3月28日条例第13号

平成25年7月2日条例第21号

平成27年3月25日条例第10号

平成27年5月26日条例第16号

(日進市が行う介護保険)

第1条 日進市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 日進市介護認定審査会の委員の定数は、36人以内とする。

(市町村特別給付)

第3条 日進市は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

- (1) 紙おむつ購入費助成金
- (2) 住宅改修費助成金
- (3) 移送サービス費助成金

2 前項各号に規定する市町村特別給付費の支給は、次に相当する額とする。

- (1) 紙おむつ購入費助成金については、月額5,000円以内で、現に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。
- (2) 住宅改修費助成金については、1回につき200,000円以内で、現に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。
- (3) 移送サービス費助成金の支給については、1回につき3,000円以内で、現に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。

3 第1号被保険者であつて介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」とい

う。)で定めるところにより算定した所得の額が令で定める額以上である要介護被保険者又は要支援被保険者が受ける市町村特別給付費について前項各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(保健福祉事業等)

第4条 日進市は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業を行う。

2 日進市は、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付け事業を行う。

(保険料率)

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 28,026円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,482円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 46,710円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,052円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 62,280円
- (6) 次のいずれかに該当する者 70,376円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 77,850円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該

当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 93,420円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 101,516円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 108,990円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 124,560円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当するものを除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 140,130円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,912円とする。

- 3 前2項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月25日まで
- 第2期 6月1日から同月25日まで
- 第3期 8月1日から同月25日まで
- 第4期 10月1日から同月25日まで
- 第5期 12月1日から同月25日まで
- 第6期 翌年2月1日から同月25日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帶して納付する義務を負う者をいう。第10条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、すべて当該年度の保険料の額を算定した後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至

った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第8条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の市民税の課税非課税の別又は第1号被保険者に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「市民税の課税状況等」という。)が確定しないため、当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来する納期において徴収すべき保険料に限り、前年度の市民税の課税状況等に基づき算定された、その者の前年度の保険料率の額を当該年度の納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、市長が別に定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第9条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないと認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第10条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者及び

連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第11条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りではない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めた場合においては、第1項の規定にかかわらず、延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、12か月以内の期間に限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由があること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第13条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度7月31日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から14日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無、その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(過料)

第15条 日進市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過

料を科する。

第16条 日進市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 日進市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第18条 日進市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第19条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,000円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,000円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,000円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,000円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,000円

2 平成13年度における保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,500円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,300円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,000円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 28,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 34,500円

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第6条に規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月25日まで

第2期 12月1日から同月25日まで

第3期 翌年2月1日から同月25日まで

2 平成12年度において第6条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、10月から3月の納期に納付すべき保険料額は、4月から9月の納期(第11条第1項の規定により保険料を賦課する場合については、当該賦課に係る納期を除く。)に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保

険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(日進市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第6条 日進市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年日進市条例第20号)は、廃止する。

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

- 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則(平成15年3月28日条例第5号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市介護保険条例第5条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料について適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日条例第18号)

改正 平成20年3月25日条例第10号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の日進市介護保険条例第5条の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)
 - 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第5条

第1項第1号に該当するもの 36,273円

- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 36,273円
 - (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 45,616円
 - (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 41,220円
 - (5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 41,220円
 - (6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 50,013円
 - (7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 59,356円
- 4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 45,616円

- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 45,616円
- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 50,013円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 54,960円
- (5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 54,960円
- (6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 59,356円
- (7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 63,753円
- 5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びす

べての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 45,616円

(2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 45,616円

(3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 50,013円

(4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 54,960円

(5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 54,960円

(6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 59,356円

(7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 63,753円

附 則(平成19年3月23日条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の日進市介護保険条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第5条の規定にかかわらず、37,434円とする。

- 4 平成21年度における保険料率は、新条例第5条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第5条第1号に掲げる者 21,384円
- (2) 新条例第5条第2号に掲げる者 21,384円
- (3) 新条例第5条第3号に掲げる者 32,076円
- (4) 新条例第5条第4号に掲げる者 42,768円
- (5) 新条例第5条第5号に掲げる者 47,044円
- (6) 新条例第5条第6号に掲げる者 53,460円
- (7) 新条例第5条第7号に掲げる者 64,152円
- (8) 新条例第5条第8号に掲げる者 74,844円
- (9) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 36,352円

- 5 平成22年度における保険料率は、新条例第5条及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第5条第1号に掲げる者 21,702円
- (2) 新条例第5条第2号に掲げる者 21,702円
- (3) 新条例第5条第3号に掲げる者 32,553円
- (4) 新条例第5条第4号に掲げる者 43,404円
- (5) 新条例第5条第5号に掲げる者 47,744円
- (6) 新条例第5条第6号に掲げる者 54,255円

- (7) 新条例第5条第7号に掲げる者 65,106円
- (8) 新条例第5条第8号に掲げる者 75,957円
- (9) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する者
36,893円

附 則(平成24年3月28日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の日進市介護保険条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

- 3 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、新条例第5条第1項第3号の規定にかかわらず、36,708円とする。
- 4 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、新条例第5条第1項第4号の規定にかかわらず、47,196円とする。

附 則(平成25年7月2日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第7条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第7条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第26号で平成27年4月10日から施行し、改正後の日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)第5条第2項の規定は平成27年度分の保険料から適用)

(経過措置)

- 2 改正後の日進市介護保険条例第5条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月26日条例第16号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

○愛西市介護保険条例

平成17年4月1日

条例第113号

改正 平成18年3月27日条例第16号

平成20年3月25日条例第6号

平成21年3月25日条例第14号

平成24年3月23日条例第11号

平成27年3月25日条例第18号

目次

第1章 愛西市が行う介護保険(第1条)

第2章 介護認定審査会(第2条・第3条)

第3章 保険料(第4条—第13条)

第4章 雜則(第14条)

第5章 罰則(第15条—第19条)

附則

 第1章 愛西市が行う介護保険

 (愛西市が行う介護保険)

第1条 愛西市が行う介護保険については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。

 第2章 介護認定審査会

 (介護認定審査会の委員の定数)

第2条 愛西市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、48人以内とする。

 (規則への委任)

第3条 法令及び前条に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

 第3章 保険料

 (保険料率)

第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 28,800円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 34,500円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 37,400円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 48,900円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 57,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 69,100円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 74,800円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 86,400円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 92,100円

ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 100,800円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 106,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,000円とする。
(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月1日から同月30日まで
 - (2) 第2期 6月1日から同月30日まで
 - (3) 第3期 8月1日から同月31日まで
 - (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
 - (5) 第5期 12月1日から翌年1月4日まで
 - (6) 第6期 翌年2月1日から同月末日まで
- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て第2期分に係る納期限後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

- 第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者(ただし、当該年度の4月2日以降に第1号被保険者となったものを除く。)について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分(以下この項において「前年度分」という。)の市町村民税の課税非課税の別、又は前年度分の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を算定の基礎とした第4条の規定の例により算定した額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必

要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

- 第8条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

- 第9条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

- 第10条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、市税の例によって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(保険料の徴収猶予)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、一定の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) その他特別の事情によるもの
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第12条 市長は、前条第1項の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人、当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者本人、当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の全てが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第4章 雜則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

第15条 愛西市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

第16条 愛西市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料に処する。

第17条 愛西市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主にその他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第18条 愛西市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第19条 第15条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第15条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の佐屋町介護保険条例(平成12年佐屋町条例第5号)、立田村介護保険条例(平成12年立田村条例第11号)、八開村介護保険条例(平成12年八開村条例第23号)又は佐織町介護保険条例(平成12年佐織町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3条 施行日以後に課すべき平成16年度以前の年度分の保険料に係る保険料額の算定については、なお合併前の条例の例による。

第4条 施行日以後に本市に転入した者に対して課する保険料については、それぞれ、その転入した合併前の佐屋町、立田村、八開村又は佐織町(以下「合併前の町村」という。)の区域に係る規定を適用する。

第5条 施行日以後に、賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者については、当該第1号被

保険者の資格を取得した日。以下同じ。)において住所を有していた合併前の町村の区域を異にして転居をした者に係る保険料の額は、賦課期日において住所を有していた合併前の町村の区域に係る規定を適用する。

第6条 施行日から平成18年3月31日までの間にあっては、施行日前に介護保険施設(法第7条第19項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)に入所したことにより合併前の町村の区域を異にして転居をした者及び施行日以後に介護保険施設に入所することにより合併前の町村の区域を異にして転居をした者に係る保険料については、法第13条の規定による住所地特例を適用し、それぞれ、介護保険施設に入所する前ににおいて住所を有していた合併前の町村の区域に係る規定を適用する。他の市町村の介護保険施設に、施行日前に入所した、又は施行日以後に入所することにより、同条の規定による住所地特例の適用を受けることとなる者に係る保険料についても、同様とする。

第7条 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

- 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則(平成18年3月27日条例第16号)

改正 平成20年3月25日条例第6号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の愛西市介護保険条例(以下「新条例」という。)第4条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平

成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 30,400円

- (2) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 30,400円
 - (3) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 38,300円
 - (4) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 34,600円
 - (5) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 34,600円
 - (6) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 42,000円
 - (7) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 49,800円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 38,300円
 - (2) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 38,300円
 - (3) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 42,000円

- (4) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 46,200円
- (5) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 46,200円
- (6) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 49,800円
- (7) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 53,500円
- 3 平成18年度における新条例第7条の規定により算定された額が、第4条第1項第3号に定める額となった場合は、この規定にかかわらず第4条第1項第2号に定める額とする。
- 4 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ該当各号に定める額とする。
- (1) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 38,300円
- (2) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 38,300円
- (3) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 42,000円
- (4) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 46,200円
- (5) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第5

号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 46,200円

(6) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 49,800円

(7) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第4号に該当するもの 53,500円

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第14号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の愛西市介護保険料条例(以下「新条例」という。)第4条及び次条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、39,200円とする。

附 則(平成24年3月23日条例第11号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の愛西市介護保険条例(以下「新条例」という。)第4条及び次条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、31,300円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、44,300円とする。

附 則(平成27年3月25日条例第18号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛西市介護保険条例(以下「新条例」という。)第4条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第18号で平成27年4月1日から施行)

(経過措置)

第2条 新条例第4条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○愛西市介護保険条例施行規則

平成17年4月1日

規則第87号

改正 平成17年9月30日規則第137号

平成17年10月26日規則第138号

平成17年12月21日規則第140号

平成18年3月31日規則第21号

平成19年3月30日規則第2号

平成19年9月28日規則第23号

平成20年3月31日規則第12号

平成20年12月24日規則第35号

平成21年7月31日規則第22号

平成24年3月30日規則第21号

平成25年3月25日規則第19号

平成27年6月30日規則第23号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 被保険者(第3条—第7条)

第3章 認定(第8条—第12条)

第4章 保険給付(第13条—第25条)

第5章 保険料(第26条—第38条)

第6章 雜則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛西市が行う介護保険については、法令及び愛西市介護保険条例(平成17年愛西市条例第113号。以下「条例」という。)その他特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(備付帳簿)

第2条 市長は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

(1) 被保険者台帳・受給者台帳

- (2) 住所地特例者名簿
 - (3) 他市町村住所地特例者名簿
 - (4) 被保険者適用除外者名簿
 - (5) 保険料賦課台帳
 - (6) 保険料納付原簿
- 2 市長は、前項の帳簿を磁気媒体(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。

第2章 被保険者

(被保険者の届出)

第3条 第1号被保険者又は第1号被保険者の属する世帯の世帯主は、第1号被保険者の資格の取得又は喪失の届出をしようとする場合は、介護保険資格取得・異動・喪失届(様式第1号)にその事実が確認できる書類等を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 愛西市に住所を有し、日本国籍を有しない者が65歳に達したとき、資格の取得の届出をしようとする場合は、介護保険資格取得・異動・喪失届(様式第1号)にその事実が確認できる書類等を添えて、市長に届け出なければならない。
- 3 被保険者が、特例被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条第1項本文に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者をいう。以下「特例被保険者」という。)に該当するに至ったとき、又は特例被保険者に該当しなくなったときは、介護保険住所地特例適用・変更・終了届(様式第2号)にその事実が確認できる書類等を添えて、市長に届け出なければならない。
- 4 被保険者が、介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第11条第1項の規定に該当しなくなったときは、介護保険被保険者適用除外者終了届(様式第3号)にその事実が確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(介護保険施設に入所中の者に関する連絡)

第4条 介護保険施設は、入所中の被保険者が法第13条第1項及び第2項に規定する特例被保険者に該当した場合又は該当しなくなった場合は、介護保険住所地特例施設入所・退所連絡票(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(第2号被保険者の被保険者証の交付)

第5条 市長は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第26条第2項に規定する第2号被保険者から介護保険被保険者証交付申請書(様式第5号)が提出されたときは、必要事項を調査確認の上、被保険者証を交付するものとする。

第6条 削除

(被保険者証の再交付)

第7条 市長は、施行規則第27条第1項に規定する介護保険被保険者証等再交付申請書(様式第6号)が提出されたときは、被保険者台帳と照合し、必要事項を調査確認の上、被保険者証を交付するものとする。

第3章 認定

(要介護認定等の申請)

第8条 被保険者のうち、要介護認定、要支援認定、要介護更新認定又は要支援更新認定(「要介護認定等」という。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、介護保険要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書(様式第7号)に被保険者証(被保険者証未交付第2号被保険者を除く。)を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったとき、必要と認めた場合は、期間を限って、被保険者証と同等の効力を有する介護保険資格者証(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を行った者が、法第27条第3項のただし書(法第28条第4項、法第32条第2項、法第33条第4項において準用する場合を含む。)に該当すると認められるときは、介護保険診断命令書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、法第27条第11項ただし書(法第28条第4項、法第32条第9項及び第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定に該当すると認められる場合は、介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の申請により要介護認定等がなされた場合又は要介護認定等に該当しないと認められた場合は、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、第1項の申請を行った者が、法第27条第10項(法第28条第4項、第32条第9項及び法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定に該当すると認められるときは、介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書(様式第12号)により当該申請者に通知するものとする。

(要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の申請等)

第9条 要介護被保険者及び要支援認定を受けた被保険者(以下「要介護認定者等」という。)のうち、法第29条第1項又は法第33条の2第1項に規定する要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定の申請を行う者は、介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書(様式第13号)に被保険者証を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたとき、必要と認めた場合は、期間を限つて、被保険者証と同等の効力を有する介護保険資格者証を当該申請者に交付するものとする。
- 3 第1項の申請を行つた者が、法第29条第2項及び法第33条の2第2項の規定により準用される法第27条第11項ただし書の規定に該当すると認められる場合は、介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の申請により要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定がなされた場合又は要介護状態区分の変更の認定に該当しないと認められた場合は、介護保険要介護状態区分変更通知書(様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、法第30条第1項又は法第33条の3第1項に規定する要介護状態区分又は要支援状態区分の変更を行うとき、法第30条第2項又は第33条の3第2項の規定により準用される法第27条第3項ただし書に該当すると認められる場合は、介護保険診断命令書により当該要介護被保険者等に通知するものとする。
- 6 市長は、法第30条又は法第33条の3の規定により要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定がされた場合は、介護保険要介護状態区分変更通知書により当該要介護被保険者に通知するものとする。

(要介護認定及び要支援認定の取消し)

- 第10条 市長は、法第31条第1項又は法第34条第1項の規定により要介護認定の取消し及び要支援認定の取消しを行うとき、法第31条第2項において準用される法第27条第6項ただし書又は法第34条第2項において準用される法第27条第6項ただし書に該当すると認められる場合は、介護保険診断命令書により当該要介護被保険者等に通知するものとする。
- 2 市長は、要介護被保険者等が法第31条第1項各号又は法第34条第1項各号に該当すると認められる場合は、介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書(様式第15号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

- 第11条 要介護被保険者等のうち、法第37条第2項の規定により居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を受けようとする者は、介護保険サービスの種類指定変更申請書(様式第16号)に被保険者証を添えて、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、法第37条第4項の規定により居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をしようとするとき、施行規則第59条第3項の規定により準用される法第27条第3項に規定するただし書に該当

すると認められる場合は、介護保険診断命令書により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請により居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が変更された場合又は当該サービスの種類の変更が認められなかった場合は、介護保険サービスの種類指定結果通知書(様式第17号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

(受給資格証明書の交付)

- 第12条 市長は、要介護被保険者等が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により転出の届出を行い、愛西市に住所を有しなくなったと認めた場合(特例被保険者を除く。)は、要介護被保険者等であったことを証する介護保険受給資格証明書(様式第18号)を当該要介護被保険者等に交付するものとする。

第4章 保険給付

(指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の届出)

- 第13条 要介護被保険者等が、法第46条第4項に規定する指定居宅介護支援又は法第58条第4項に規定する指定介護予防支援を受けることにつき、届出を行う場合は、居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(様式第19号)に被保険者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(利用者負担割合の変更)

- 第14条 法第50条の規定による介護給付の割合又は法第60条の規定による予防給付の割合(以下「介護給付割合等」という。)の変更を受けようとする者は、省令第83条第1項又は第97条第1項に規定する特別の事情に該当した日から起算して60日以内に、介護保険利用者負担額減額・免除申請書(様式第20号)に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査し、介護給付割合等の変更の可否を決定し、介護保険負担限度額・利用者負担額減額・免除決定通知書(様式第21号)により当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により介護給付割合等を変更したときは、当該申請者に対し介護保険利用者負担額減額・免除認定証(様式第22号)を交付するものとする。

(要介護旧措置入所者に係る認定)

- 第15条 施行法第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者に適用される施設介護サービス費(以下この条において単に「施設介護サービス費」という。)の給付の割合の変更を受

けようとする者は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)(様式第23号)に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、施設介護サービス費の給付の割合の変更の可否を決定し、介護保険特定負担限度額認定・利用者負担額減額・免除決定通知書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する申請)(様式第24号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により施設介護サービス費の給付の割合の変更を承認した場合は、当該申請者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除認定証(要介護旧措置入所者)(様式第25号)を交付するものとする。

(特定入所者の負担限度額)

- 第16条 特定入所者が、省令第83条の6(省令第97条の4において準用する場合を含む。)の規定により食費の負担限度額及び居住費の負担限度額又は滞在費の負担限度額(以下この条において「負担限度額」という。)に係る認定を受けようとする場合は、介護保険負担限度額認定申請書(様式第26号)に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、負担限度額の認定の可否を決定し、介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除決定通知書により当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により負担限度額の認定を承認した場合は、当該申請者に対し、介護保険負担限度額認定証(様式第27号)を交付するものとする。

(要介護旧措置入所者の特定負担限度額)

- 第17条 要介護旧措置入所者が、省令第172条の2の規定により準用する省令第83条の6の規定により食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額(以下この条において「特定負担限度額」という。)に係る認定を受けようとする場合は、介護保険特定負担限度額認定申請書(要介護旧措置者)(様式第28号)に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、特定負担限度額の認定の可否を決定し、介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書(旧措置入所者)により当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は前項の規定により特定負担限度額の認定を承認した場合は、当該申請者に対し、介護保険特定負担限度額認定証(要介護旧措置入所者)(様式第29号)を交付するものとする。

(利用者負担割合・免除認定証等の提出)

第18条 前4条の規定により介護保険利用者負担額減額・免除認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証(要介護旧措置入所者)、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証(以下「利用者負担割合・免除認定証等」という。)の交付を受けた者が居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを受けようとするときは、被保険者証に利用者負担割合・免除認定証等を添えて、当該居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを受けている事業者又は介護保険施設に提示しなければならない。

(利用者負担額減額・免除認定証等の取消し)

第19条 市長は、偽りその他不正行為により利用者負担額減額・免除認定証等の交付を受けた者がある場合は、当該利用者負担額減額・免除認定証等を返還させるものとする。

(特例居宅介護サービス費等の支給)

第20条 次に掲げるサービス費等の支給を受けようとする者は、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(様式第30号)にサービスに要した費用に関する証拠書類その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費、法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費

(2) 法第66条第1項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けた者の法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第48条第1項及び施行法第13条第3項に規定する施設介護サービス費、法第51条の3第1項及び施行法第13条第5項に規定する特定入所者介護サービス費(第26条に規定する負担限度額及び特定負担限度額の差額を除く。)、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費、法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、

介護保険償還払支給(不支給)決定書(様式第31号)により当該申請者に通知するものとする。
(特例居宅介護サービス費等の額)

第20条の2 法第42条第1項の規定により支給する特例居宅介護サービス費の額は、同条第3項の規定によりその基準とされる額とする。

- 2 法第42条の3第1項の規定により支給する特例地域密着型介護サービス費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。
- 3 法第47条第1項の規定により支給する特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。
- 4 法第49条第1項の規定により支給する特例施設介護サービス費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。
- 5 法第51条の3第1項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。

(特例介護予防サービス費等の額)

第20条の3 法第54条第1項の規定により支給する特例介護予防サービス費の額は、同条第3項の規定によりその基準とされる額とする。

- 2 法第54条の3第1項の規定により支給する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。
- 3 法第59条第1項の規定により支給する特例介護予防サービス計画費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。
- 4 法第61条の3第1項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項の規定によりその基準とされる額とする。

(居宅介護福祉用具購入費等の支給)

第21条 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費(以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。)の支給を受けようとする者は、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(様式第32号)にサービスに要した証拠書類その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、介護保険償還払支給(不支給)決定通知書により当該申請者等に通知するものとする。

(居宅介護住宅改修費等の支給)

第22条 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費(以下「居宅介護住宅改修費等」という。)の支給を受けようとする者は、

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(様式第33号)にサービスに要した証拠書類その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、介護保険償還払支給(不支給)決定通知書により当該申請者等に通知するものとする。

(高額介護サービス費等の支給)

第23条 法第51条に規定する高額介護サービス費又は法第61条に規定する高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給を受けようとする者は、介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書(様式第34号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、その結果を高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(様式第35号)により当該被保険者等に通知するものとする。

(高額医療合算介護サービス費等の支給)

第23条の2 法第51条の2の高額医療合算介護サービス費又は法第61条の2の高額医療合算介護予防サービス費(以下「高額医療合算介護サービス費等」という。)の支給を受けようとする者は、高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給兼自己負担額証明書交付申請書(様式第34号の2)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに当該被保険者に係る介護保険の自己負担額を確認し、介護保険自己負担額証明書(様式第34号の3)を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、前項の証明書の交付を受けた者に係る保険者又は後期高齢者医療広域連合による医療費等の審査が終了したときは、高額医療合算介護サービス費等の支給の可否を決定し、その結果を高額介護合算療養費等支給(不支給)決定通知書(様式第35号の2)により当該被保険者等に通知するものとする。

(負担限度額及び特定負担限度額の差額支給)

第24条 省令第83条の8第1項(省令第97条の4及び省令第172条の2において準用する場合を含む。)の規定により、食事の提供に要する費用、居住等に要する費用及び滞在に要する費用として支払った基準費用額(食事の基準費用額、居住費の基準費用額及び滞在費の基準費用額をいう。)又は特定基準費用額(食事の特定基準費用額及び居住費の特定基準費用額という。)を超えない金額から負担限度額(食費の負担限度額、居住費の負担限度額及び滞在費の負担限度額をいう。)又は特定負担限度額(食費の特定負担限度額及び居住費の

特定負担限度額をいう。)を控除した額に相当する額(以下この条において「負担限度額又は特定負担限度額の差額」という。)について特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費として支給を受けようとする者は、介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書(様式第36号)に介護保険限度額認定証若しくは介護保険特定入所者限度額認定証、介護保険施設入所期間を確認できる書類、現に支払った食事の提供に要する費用、居住等に要する費用又は滞在に要する費用の金額を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、差額支給の可否を決定し、介護保険償還払支給(不支給)決定通知書により当該申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の負担限度額又は特定負担限度額の差額の支給を決定したときは、速やかに差額を支給しなければならない。

(第三者行為の届出)

第25条 要介護被保険者等は、要介護認定又は要支援認定がなされた要因が第三者の行為による場合は、速やかにその旨市長に届け出なければならない。

第5章 保険料

(普通徴収の通知等)

第26条 介護保険料の普通徴収の納入通知書は、介護保険料納入通知書(様式第37号)、保険料額の変更があった場合、法第139条第1項に規定する普通徴収保険料額への繰入れをする場合においては、介護保険料納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収中止通知書(様式第38号)によるものとする。

(特別徴収の通知等)

第27条 法第136条に規定する特別徴収額の通知等は、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書(様式第39号)により当該特別徴収対象被保険者に通知するものとする。

- 2 法第138条に規定する特別徴収対象被保険者への通知は、介護保険料額変更通知書兼特別徴収額(仮徴収)変更通知書・特別徴収中止通知書により当該特別徴収対象被保険者に通知するものとする。
- 3 法第139条第3項に規定する過誤納額を還付すべき場合においては、介護保険料還付通知書(様式第40号の1及び介護保険料充当通知書(様式第40号の2))により当該第1号被保険者に通知するものとする。
- 4 施行規則第158条第3項に規定する特別徴収対象被保険者への通知は、介護保険料額変更通知書兼特別徴収額(仮徴収)変更通知書・特別徴収中止通知書により当該特別徴収対象被

保険者に通知するものとする。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第28条 市長は、法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載を行おうとする場合は、介護保険給付の支払方法変更(償還払化)予告通知書(様式第41号)により弁明の機会を付与し、当該予告通知書によっても滞納が解消されない場合、弁明書の提出がない場合又は提出された弁明書について相当な理由が認められない場合には、介護保険給付の支払方法の変更を決定し、介護保険給付の支払方法変更(償還払化)通知書(様式第42号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の介護保険給付の支払方法の変更を決定した場合は、当該要介護被保険者等に被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法を変更する旨を記載するものとする。
- 3 前項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、施行規則第102条の規定に該当する場合は、介護保険支払方法変更(償還払化)終了申請書(様式第43号)に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査し、必要と認めた場合は、支払方法変更の記載を消除するとともに、当該要介護被保険者等に当該被保険者証を返付するものとする。

(保険給付の支払の一時差止め等)

第29条 市長は、第1号被保険者である要介護被保険者等が法第67条第1項及び第2項の規定に該当すると認め、保険給付の一時差止めを行うことと決定した場合は、介護保険給付の支払一時差止通知書(様式第44号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

- 2 市長は、法第67条第3項に規定する一時差止めに係る保険給付の額から滞納保険料を控除することと決定した場合は、介護保険滞納保険料控除通知書(様式第45号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

(医療保険法各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止め)

第30条 市長は、法第68条第1項に規定する保険給付の差止めの記載に該当すると認められる場合は、介護保険給付の支払一時差止め等予告通知書(様式第46号)により弁明の機会を付与し、当該予告通知書によっても滞納が解消されない場合、弁明書の提出がない場合又は提出された弁明書について相当な理由が認められない場合には、介護保険給付の支払方法変更を決定し、介護保険給付の支払一時差止め等処分通知書(様式第47号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

- 2 市長は、保険給付の差止めの記載を行った場合は、当該要介護被保険者等に被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に保険給付差止めの記載をするものとする。
- 3 前項の規定による支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、施行規則第108条の規定に該当すると認められた場合で、医療保険者より介護保険給付の支払一時差止め等措置終了依頼書(様式第48号)が市長に提出された場合は、市長は、速やかに審査し、保険給付の差止めの記載を消除するものとする。

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)

第31条 市長は、要介護被保険者等が法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載に該当すると認められる場合は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第33条及び第34条により給付減額期間を算定し、介護保険給付額減額通知書(様式第49号)により当該要介護被保険者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の給付額減額等に該当すると認めた場合は、当該要介護被保険者等に被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に給付額減額の記載をするものとする。
- 3 前項に規定する要介護被保険者等から法第69条第1項ただし書に該当するものとして介護保険給付額減額免除申請書(様式第50号)の提出があった場合は、市長は、速やかに審査し、必要と認めた場合は給付額減額等の記載を消除するとともに当該要介護被保険者等に当該被保険者証を返付するものとする。

(保険料の徴収猶予)

第32条 条例第11条の規定により、保険料の徴収猶予を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書(様式第51号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、徴収猶予の可否を決定し、介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第52号)により当該被保険者等に通知しなければならない。

(徴収猶予の取消し)

第33条 市長は、前条の保険料の徴収猶予を受けた者が、その後において徴収猶予を決定した理由が消滅した場合は、徴収猶予を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により徴収猶予の取消しをした場合は、介護保険料徴収猶予取消通知書(様式第53号)により当該被保険者に通知するものとする。

(保険料の減免)

第34条 条例第12条の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、減免の可否を決定の上、介護保険料減免決定通知書(様式第54号)により当該被保険者等に通知するものとする。
(保険料の減免の取消し)

第35条 市長は、前条の保険料の減免を受けた者が、その後において減免を決定した理由が消滅した場合は、減免を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により保険料の減免の取消しをした場合は、介護保険料減免取消通知書(様式第55号)により当該被保険者に通知するものとする。
(保険料納付証明書の申請)

第36条 保険料の納付証明を受けようとする者は、介護保険料納付証明申請書(様式第56号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、既に納付済みの保険料について確認し、介護保険料納付証明書(様式第57号)を当該申請者に交付するものとする。
(保険料に関する申告書)

第37条 条例第13条の規定による保険料の申告は、介護保険料に係る所得申告書(様式第58号)によるものとする。

(保険料の過誤納)

第38条 市長は、保険料の納付義務者に過誤納に係る保険料がある場合は、市税の例によるものとする。

第6章 雜則

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町介護保険条例施行規則(平成12年佐屋町規則第4—1号)、立田村介護保険条例施行規則(平成12年立田村規則第9号)、介護保険条例施行規則(平成12年八開村規則第10号)又は佐織町介護保険条例施行規則(平成12年佐織町規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日規則第137号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年10月26日規則第138号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し平成17年10月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の愛西市介護保険施行規則第23条の規定は、平成17年9月サービス分から適用し、平成17年8月サービス分以前については、なお、従前の例による。

附 則(平成17年12月21日規則第140号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第21号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第23号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月31日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日規則第23号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

○清須市介護保険条例

平成17年7月7日条例第114号

改正

平成18年3月29日条例第17号

平成20年3月28日条例第22号

平成21年3月27日条例第9号

平成21年6月30日条例第70号

平成23年3月28日条例第6号

平成24年3月30日条例第7号

平成25年9月30日条例第38号

平成27年3月27日条例第18号

清須市介護保険条例

目次

第1章 市が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条）

第3章 保険料（第3条—第12条）

第4章 規則への委任（第13条）

第5章 罰則（第14条—第18条）

附則

第1章 市が行う介護保険

(趣旨)

第1条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 清須市介護認定審査会の委員の定数は、32人以内とする。

第3章 保険料

(保険料率)

第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下

「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 年額26,900円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額41,800円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額44,800円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額52,600円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額59,800円

(6) 次のいずれかに該当する者 年額74,700円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用された場合にあっては、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 年額77,700円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用された場合にあっては、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 年額89,700円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用された場合にあっては、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 年額95,600円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用さ

れた場合にあっては、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 年額101,600円

(普通徴収に係る納期)

第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月1日から同月末日まで
- (2) 第2期 6月1日から同月末日まで
- (3) 第3期 8月1日から同月末日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月末日まで
- (5) 第5期 12月1日から同月25日まで
- (6) 第6期 翌年2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。

この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて第3期（賦課期日後において第1号被保険者の資格を取得した者については、最初の納期とする。）に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。

3 保険料の賦課期日後に介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第6条 保険料の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、前年度の市民税の課税状況に基づき当該年度の保険料率を適用し、当該年度の当該保険料に係る納期で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、この限りでない。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないと認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第8条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金

額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が身心に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災

その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第4章 規則への委任

（委任）

第13条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第14条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者を、10万円以下の過料に処する。

第15条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者を10万円以下の過料に処する。

第16条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第17条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者を、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第18条 第14条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第14条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の西枇杷島町介護保険条例（平成12年西枇杷島町条例第2号）、清洲町介護保険条例（平成12年清洲町条例第4号）又は新川町介護保険条例（平成12年新川町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なお合併前の条例の例による。

4 平成17年度中の市内の異動に係る賦課徴収は、合併前の保険料額を継続し、市外からの転入者については、転入地の合併前当該町における保険料額を算定し徴収する。

(罰則に関する経過措置)

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(延滞金の割合の特例)

6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(春日町の編入に伴う経過措置)

7 春日町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の春日町介護保険条例（平成12年春日町条例第7号。以下「旧春日町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

8 編入日の前日に編入前の春日町（以下「旧春日町」という。）の第1号被保険者であった者で、編入日以後引き続き市内に住所を有するもの又は法第13条第1項若しくは第2項の規定が適用されるものに係る平成21年度分の保険料の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、旧春日町条例の規定の例による。

9 編入日の前日に旧春日町の区域内に住所を有しており、編入日以後引き続き市内に住所を有する者又は編入日の前日において法第13条第1項若しくは第2項の規定の適用により旧春日町の法第9条第2号に規定する第2号被保険者であった者で編入日から平成22年3月31日までの間に第1号被保険者となったものに係る平成21年度分の保険料に係る保険料率及び普通徴収に係る納期については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、旧春日町条例の規定の例による。

10 旧春日町条例の規定により、旧春日町の第1号被保険者に賦課すべきであった保険料に係る保険料率については、第3条の規定にかかわらず、旧春日町条例の規定の例による。

11 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧春日町条例の規定の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援サービス基盤整備事業に関する経過措置)

12 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生

活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

13 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則（平成18年3月29日条例第17号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の清須市介護保険条例第3条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 別表第1号被保険者の区分（以下「区分」という。）の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの 29,200円

（2） 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第2号に掲げる者に該当するもの 29,200円

（3） 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第3号に掲げる者に該当するもの 36,700円

（4） 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場

合、区分の欄中令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの 33,200円

(5) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第2号に掲げる者に該当するもの 33,200円

(6) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第3号に掲げる者に該当するもの 40,200円

(7) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当するもの 47,800円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの 36,700円

(2) 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第2号に掲げる者に該当するもの 36,700円

(3) 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第3号に掲げる者に該当するもの 40,200円

(4) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの 44,200円

(5) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第2号に掲げる者に該当するもの 44,200円

(6) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第3号に掲げる者に該当するもの 47,800円

(7) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当するもの 51,300円

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ各号に定める額とする。

(1) 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの 36,700円

(2) 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第2号に掲げる者に該当するもの 36,700円

(3) 区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第3号に掲げる者に該当するもの 40,200円

(4) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの 44,200円

(5) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯

の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第2号に掲げる者に該当するもの 44,200円

(6) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第3号に掲げる者に該当するもの 47,800円

(7) 区分の欄中令第38条第1項第5号に掲げる者に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、区分の欄中令第38条第1項第4号に掲げる者に該当するもの 51,300円

附 則（平成20年3月28日条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の清須市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率の特例）

3 令附則第9条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、42,100円とする。

4 平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第3条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 23,600円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 23,600円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 35,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 47,300円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 59,100円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 70,900円

(7) 令附則第9条第1項及び第2項に規定する者 41,600円

附 則（平成21年6月30日条例第70号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の清須市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第14条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、41,100円とする。

4 令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、51,700円とする。

附 則（平成25年9月30日条例第38号）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 改正後の清須市行政財産目的外使用料条例附則第4項、清須市税外収入に係る延滞金に関する条例第2条及び附則第3項、清須市介護保険条例附則第6項、清須市後期高齢者医療に関する条例附則第3条及び第4条並びに清須市下水道事業受益者負担金及び分担金条例附則第2項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第18号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の清須市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

介護保険基準収入額適用申請書

年 月 日

(申請先)

清須市長様

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申請します。

フリガナ		被保険者番号		性別	
被保険者氏名	(印)	生年月日			
フリガナ		被保険者番号		性別	
被保険者氏名	(印)	生年月日			
フリガナ		被保険者番号		性別	
被保険者氏名	(印)	生年月日			
住所					
電話番号					

氏名			
生年月日			
平成年中の収入	公的年金	円	円
	給与 (パート収入等を含む)	円	円
	(年金・給与以外の収入)	円	円
	合計	円	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名		連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所		本人との関係

(注)

- ・市区町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人及び同じ世帯におられる75歳以上の高齢者の方（65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方も含む）それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- ・収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金・児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等など）は除きます。
- ・公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確証できる所得（課税）証明書等を添付してください。
- ・ただし、1月1日において当市（区町村）に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。
なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入については添付不要です。

(国民健康保険税の減免)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

- (1) 世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により著しく減少したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由があるとき。

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

○みよし市国民健康保険税減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市国民健康保険税条例(昭和40年三好町条例第17号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づく国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。
(保険税の減免)

第2条 条例第24条第1項の規定による保険税の減免は、別表に定めるところによる。

- 2 前項において、同時に2以上の減免規定に該当する場合においては、当該規定のうち減免額の最も大きい規定を適用するものとする。
- 3 減免の対象となる保険税は、当該年度に課すべき分とし、条例第24条第2項の規定による保険税の減免の申請をした日以後に到来する納期に係る保険税の額に限るものとする。

(減免の決定及び却下の通知)

第3条 市長は、保険税の減免の可否を決定したときは、その旨を保険税の減免の申請をした者に通知するものとする。

(減免の取消し等)

第4条 保険税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、保険税の減免の決定を取り消し、その者が減免を受けた保険税の額の全部又は一部を徴収するものとする。

- (1) 保険税の減免の事由が消滅したにもかかわらず、条例第24条第3項の申告を怠っている場合
- (2) 詐欺その他不正の行為により保険税の減免を受けたと認められる場合

条例第24条第1項	減免対象者	減免割合
第1号	住宅、家財その他の財産の損害の額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。)が住宅、家財その他の財産の価格の10分の3以上である者で、前年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損害の額が住宅、家財その他の財産の価格の10分の3以上10分の5未満の者で ア 前年中の世帯の合計所得金額が500万円以下のもの イ 前年中の世帯の合計所得金額が750万円以下のもの ウ 前年中の世帯の合計所得金額が750万円を超えるもの (2) 損害の額が住宅、家財その他の財産の価格の10分の5以上の者で ア 前年中の世帯の合計所得金額が500万円以下のもの イ 前年中の世帯の合計所得金額が750万円以下のもの ウ 前年中の世帯の合計所得金額が750万円を超えるもの	
第2号	当該年中の所得の減少の額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上であると見込まれる者で、次のいずれかに該当するもの ア 合計所得金額が500万円以下のもの イ 合計所得金額が750万円以下のもの ウ 合計所得金額が750万円を超えるもの	全部 100分の50 100分の25
第3号	当該年中の所得の減少の額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上であると見込まれる者で、前年中の世帯の合計所得金額が500万円以下で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 減少の額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上10分の7未満の者で ア 合計所得金額が125万円以下のもの イ 合計所得金額が250万円以下のもの ウ 合計所得金額が250万円を超えるもの (2) 減少額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の7以上の者で ア 合計所得金額が125万円以下のもの イ 合計所得金額が250万円以下のもの ウ 合計所得金額が250万円を超えるもの	100分の75 100分の50 100分の25 全部 100分の75 100分の50
第4号	当該年中の所得の減少の額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上であると見込まれる者で、前年中の世帯の合計所得金額が750万円以下で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 減少の額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上10分の7未満の者で ア 合計所得金額が250万円以下のもの イ 合計所得金額が500万円以下のもの ウ 合計所得金額が500万円を超えるもの (2) 減少額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の7以上の者で ア 合計所得金額が250万円以下のもの イ 合計所得金額が500万円以下のもの ウ 合計所得金額が500万円を超えるもの	100分の75 100分の50 100分の25 全部 100分の75 100分の50
第5号	1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条各号の規定のいずれかに該当する者 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者 3 その他市長が必要と認めた者	いずれかに該当することとなった期間の保険税の額の全部 当該生活扶助を受けることとなつた日以後に到来する納期に係る保険税の額の全部 市長が適当と認めた額

国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険税を滞納している世帯主に対する国民健康保険短期被保険者証(以下「短期被保険者証」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者となる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 国民健康保険税の滞納期間が3年以上あり、かつ、滞納額が150万円以上あること。
- (2) 国民健康保険税の滞納額が30万円以上150万円未満あり、かつ、一の年度の年税額に2分の1以上の滞納額があること。

(短期被保険者証の有効期間)

第3条 短期被保険者証の有効期間は、前条第1号に該当する世帯にあっては3箇月、同条第2号に該当する世帯にあっては6箇月とする。ただし、当該短期被保険者証の交付の日から直近の基準日(短期被保険者証の有効期間が3箇月の場合にあっては2月、5月、8月及び11月の末日のいずれかの日とし、短期被保険者証の有効期間が6箇月の場合にあっては2月及び8月の末日のいずれかの日とする。以下この項において同じ。)までの期間が3箇月又は6箇月に満たないときは、直近の基準日までの期間を有効期間とする短期被保険者証を交付することができる。

(短期被保険者証の交付措置の解除等)

第4条 短期被保険者証の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、短期被保険者証の交付措置を解除し、通常の被保険者証を交付するものとする。

- (1) 滞納する国民健康保険税が完納されたとき。
- (2) 第2条第1号に該当する世帯で、納付誓約により2年間納付し、かつ、引き続き誠実に履行し、完納が見込まれるとき。
- (3) 第2条第2号に該当する世帯で、納付誓約により1年以上納付し、かつ、引き続き誠実に履行し、完納が見込まれるとき。
- (4) その他保険者が特に必要と認めるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により、短期被保険者証の交付措置を解除し、通常の被保

険者証を交付した後において、同項各号の要件を満たさなくなったと認められるときは、前2条の規定に基づき、短期被保険者証を交付するものとする。

(適用除外)

第5条 この要綱の適用除外は、次のとおりとする。

(1) 次に該当する被保険者は、特別の事情に関する国民健康保険被保険者証短期交付適用除外承認申請書(別記様式)を提出し、承認を受けた場合は適用除外とする。

- ア 世帯主が、その財産につき災害を受け、または、盜難にあったとき。
- イ 世帯主が、6月以上の入院等により収入が無くなったとき。
- ウ 被保険者が、その事業を廃止し、又は、休止したとき。
- エ 被保険者が、その事業につき著しい損失を受けたとき。
- オ アからエのいずれかに類する事由があったとき。

(2) その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付を受けることができる世帯主

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱の規定に基づいて交付された国民健康保険短期被保険者証であつて、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱の規定にかかわらず、当該国民健康保険短期被保険者証の有効期間内に限り、なおその効力を有する。

○国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱

平成8年9月1日

改正 平成20年3月31日

平成25年1月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険税を滞納している世帯主に対する国民健康保険短期被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者となる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 国民健康保険税の滞納期間が3年以上あり、かつ、滞納額が150万円以上であること。
- (2) 国民健康保険税の滞納額が30万円以上150万円未満あり、かつ、一の年度の年税額に2分の1以上の滞納額があること。

(短期被保険者証の有効期間)

第3条 短期被保険者証の有効期間は、前条第1号に該当する世帯にあっては3箇月、同条第2号に該当する世帯にあっては6箇月とする。ただし、当該短期被保険者証の交付の日から直近の基準日

(短期被保険者証の有効期間が3箇月の場合にあっては2月、5月、8月及び11月の末日のいずれかの日とし、短期被保険者証の有効期間が6箇月の場合にあっては2月及び8月の末日のいずれかの日とする。以下この項において同じ。)までの期間が3箇月又は6箇月に満たないときは、直近の基準日までの期間を有効期間とする短期被保険者証を交付することができる。

(短期被保険者証の交付措置の解除等)

第4条 短期被保険者証の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、短期被保険者証の交付措置を解除し、通常の被保険者証を交付するものとする。

- (1) 滞納する国民健康保険税が完納されたとき。
- (2) 第2条第1号に該当する世帯で、納付誓約により2年間納付し、かつ、引き続き誠実に履行し、完納が見込まれるとき。
- (3) 第2条第2号に該当する世帯で、納付誓約により1年以上納付し、かつ、引き続き誠実に履行し、完納が見込まれるとき。
- (4) その他保険者が特に必要と認めるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により、短期被保険者証の交付措置を解除し、通常の被保険者証を交付した後において、同項各号の要件を満たさなくなったと認められるときは、前2条の規定に基づき、短期被保険者証を交付するものとする。

(適用除外)

第5条 この要綱の適用除外は、次のとおりとする。

- (1) 次に該当する被保険者は、特別の事情に関する国民健康保険被保険者証短期交付適用除外承認

申請書（別記様式）を提出し、承認を受けた場合は適用除外とする。

ア 世帯主が、その財産につき災害を受け、または、盗難にあったとき。

イ 世帯主が、6月以上の入院等により収入が無くなったとき。

ウ 被保険者が、その事業を廃止し、又は、休止したとき。

エ 被保険者が、その事業につき著しい損失を受けたとき。

オ アからエのいずれかに類する事由があったとき。

（2） その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付を受けることができる世帯主

附 則

この要綱は平成8年9月1日より施行し、平成8年度以降更新する被保険者証について適用する。

附 則（平成20年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱の規定に基づいて交付された保険証については、改正後の国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成25年1月15日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱の規定に基づいて交付された国民健康保険短期被保険者証であって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の国民健康保険被保険者証短期交付に関する要綱の規定にかかわらず、当該国民健康保険短期被保険者証の有効期間内に限り、なおその効力を有する。

○あま市介護保険条例

平成22年3月22日

条例第118号

改正 平成22年4月30日条例第170号

平成24年3月23日条例第14号

平成25年10月3日条例第9号

平成27年3月20日条例第14号

平成27年7月1日条例第20号

(市が行う介護保険)

第1条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料)

第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 28,200円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 36,600円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 42,300円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 45,100円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 56,400円

(6) 次のいずれかに該当する者 67,600円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 73,300円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 84,600円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 95,800円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 101,500円

ア 合計所得金額が400万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 112,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、25,300円とする。
(普通徴収に係る納期)

第3条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月30日まで
- 第2期 6月1日から同月30日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 12月1日から同月25日まで
- 第6期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、全て保険料の金額の決定後最初に到来する納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
 - 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
 - 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の特例)

第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第6条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないと認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第7条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

第8条 削除

(延滞金)

第9条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する

日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由があること。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由があること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第

317条の2第1項の申告書(第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の全てが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたものである場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(罰則)

第13条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 詐欺その他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日までに、合併前の七宝町介護保険条例(平成12年七宝町条例第5号)、美和町介護保険条例(平成12年美和町条例第12号)又は甚目寺町介護保険条例(平成12年甚目寺町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりな

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす

- 2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料の特例)

第4条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料は、第2条第1項の規定にかかわらず同項による保険料は35,400円とし、第2条第2項の規定にかかわらず同項による保険料は34,500円とし、第2条第3項の規定にかかわらず同項による保険料は41,200円とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第5条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31までの間において規則で定める日までの間は行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

- 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31までの間において規則で定める日までの間は行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。
- 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31までの間において規則で定める日までの間は行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間において規則で定める日までの間は行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

附 則(平成22年条例第170号)

この条例は、公布の日から施行し、平成22年3月22日から適用する。

附 則(平成24年条例第14号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後のあま市介護保険条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料の特例)

第3条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料は、新条例第2条の規定にかかわらず、33,500円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料は、新条例第2条の規定にかかわらず、41,200円とする。

附 則(平成25年条例第9号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後のあま市介護保険条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第14号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後のあま市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平

成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第20号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後あま市介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用

し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。